

教育委員会が自らの権限と責任において教育事務を処理することを補佐する

内部的業務		教育委員会議の開催と規則、規程等の制定、改廃を行います。 また、教育委員会の情報提供及び主要事業の企画調査、事務局内の諸調整、並びに事務局職員の人事管理等を行います。		幼稚園・保育園の一体化 通学区域の弾力的運用としての学校選択制の導入 文化行政担当業務の見直し	教育総務課
平成14年度値	-				
平成15年度見込み値	-				
平成18年度目標値	-				